

第一審強化方策の実施について

昭和31年7月6日総総第216号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて最高裁判所長官通達

最高裁判所は、第一審の重要性にかんがみ、昨年末第一審強化方策協議会を設け、第一審を充実強化する具体的方策について諮問したが、同協議会はさる六月二十五日別紙のとおり答申し、最高裁判所はこれを全面的に採択することとした。

右答申に示された事項中、運用の改善および地方協議会の設置（第一および第五）については、各地方裁判所において、検察庁および弁護士会と緊密な連絡をはかり、できる限りすみやかにこれを実施にうつされたい。

なお、その他の事項（第二から第四まで）については、立法または予算上の措置を要する点もあるので、最高裁判所において早急に関係機関と折衝する等その実現を期する考えであるから、附言する。

別紙

第一審強化方策要綱

第一 運用の改善

一 民事事件の処理

(一) 事実の事前調査

1 原告側の弁護士は、訴の提起前に、できる限り、関係人と面接して、事実関係を詳細に調査すること。

2 被告側の弁護士は、受任後すみやかに、関係人と面接して、事実関係を詳細に調査すること。

3 必要があるときは、証拠保全の手続を活用すること。

(二) 手続の区分

1 裁判所は、できる限り、準備段階の手続（準備手続または準備的口頭弁論。以下「準備的手続」という。）と本質的口頭弁論（争点および証拠の整理が完了した事件の口頭弁論）の手続とを明確に区分して実施すること。

2 準備的手続は、裁判所の実情に応じ、準備的手続のみを行う裁判官に行わせること。

(三) 準備的手続

1 準備的手続においては、事件につき争点および証拠を整理すること。

2 当事者双方は、すべての攻撃防ぎの方法をなるべくすみやかに提出すること。

3 裁判官は、釈明処分により、争点を明らかにするように努め、当事者は、争点の整理に協力すること。裁判官は、争点の調整のため必要があると認める場合には、適宜の証拠調を行うこと。

4 裁判官は、準備的手続中に、和解の勧告に努めること。

5 裁判官は、準備的手続を終了する場合には、必要に応じ、当事者にその結果を要約させること。

(四) 本質的口頭弁論の手続

1 本質的口頭弁論においては、簡易な事件を除くほか、裁判所の実情に応じ、合議体で審理および裁判をすること。

なお、これについては、なるべく当事者の意見をも考慮すること。

2 本質的口頭弁論が二日以上にわたる場合には、終結にいたるまで、できる限り継続して行うこと。

(五) 証拠調の手続等

1 証人の出頭の確保等

(1) 当事者は、その申請した証人等を必ず期日に出頭させるように努めること。

(2) 裁判所は、証人の呼出に際し、不出頭の場合における勾引、制裁等の規定につき十分な注意を与えるとともに、証人不出頭の場合には、これらの規定を活用すること。

(3) 真に期日に出頭しがたい証人等については、証拠保全または受命裁判官もしくは受託裁判官による証拠調等の方法を活用すること。

2 当事者は、その申請した証人等の尋問の期日前、その証人等に面接し、当該証人により立証することができる事項の範囲を明らかにしておくこと。

3 証人等の尋問の調書は、なるべく詳細に記載すること。

(六) 期日の手続

- 1 期日の指定は、できる限り開始時刻を細分して行うこと。
- 2 裁判官および書記官（書記官補を含む。以下同様である。）は、期日の開始時刻には、必ず法廷または準備手続室に在席すること。
- 3 期日の開始時刻に所定の法廷または準備手続室に在席しない当事者は、不出頭として取り扱うこと。

二 刑事事件の処理

（一）事件の配点方法の改善

事件の配点方法、特に単独部と合議部の負担の調整について工夫をこらすとともに、法定合議事件以外の事件であつても、複雑困難を予想されるものは、できる限り、合議体で処理すること。

（二）期日指定の合理化と継続審理の実施

1 期日の指定にあつては、担当事件全体を見渡し、比較的簡単な事件を審理する期日とそうでない期日、あるいは証拠調をする期日とそうでない期日とを区別する等審理の合理化をはかること。

2 複雑困難を予想される事件については、あらかじめ訴訟関係人と打合せをする等の方法により、開廷回数の見透しをたて、できる限り、連続した期日を指定し、継続審理の実をあげるように努めること。

（三）証拠調の充実と準備手続の活用

1 簡易公判手続の励行

争のない事件であつて簡易公判手続によつて処理することができるものについては、簡易公判手続によつて処理すること。（簡易公判手続によらないで、これ以上の簡易な方法によつて審理するような風潮は、すみやかに改めること。）ただし、簡易公判手続においても、被告人には十分な発言の機会を与え、進んで情状等に関する被告人質問を行う等、被告人の権利の保護に遺憾のないようにすること。

2 簡易公判手続によらない場合の証拠調

簡易公判手続によらない事件の審理については、法および規則の定めるとおりの証拠調方法を励行し、法の理想とする「口頭主義」および「弁論主義」を徹底すること。

(1) 証拠調に関する検察官の冒頭陳述は、各事案に即し適宜実質的に行つて、被告事件に関する主張および立証方針を明らかにすることとし、たとえば「証拠によつて証明すべき事実は起訴状記載の犯罪事実である」というような具体的でない陳述をしないこと。

(2) 証拠調の請求は、立証趣旨を明確にしてすることとし、証人尋問等の証拠調は、原則として立証趣旨以外の事項に及ぼさないようにすること。

(3) 証人等の尋問について「交互尋問」の方式がとられる場合には、できる限り、一問一答式の主尋問、反対尋問、再主尋問の順序によることとし、反対尋問の名のもとに、みだりに、主尋問と重複する補充尋問、新たな事実立証のための尋問等を行わないこと。

(4) 書証の取調については、たとひ訴訟関係人の希望または同意があつても、朗読または要旨の告知を省略しないこと。ただし、当事者間に争のない事実に関する書証、あるいは、裁判所および当事者全員に内容の明らかな書証の取調にあつては、要旨の告知の方法を適宜簡易化する等手続が煩瑣に流れないようにすること。

(5) 供述録取書については、供述の任意性、信用性等証拠とするために必要な諸要件の存否に関する主張を相互に積極的に行つて争点を明確にし、適切な立証をすること。

(6) 情状に関しては、被告人質問を積極的に行う等その取調をおろそかにしないこと。

3 準備手続の活用

簡易公判手続によらない事件中特に複雑なものについては、公判の審理を証人尋問、証拠書類の取調等の実質的証拠調に集中するため、準備手続を活用すること。

三 書記官の執務

(一) 事件ごとに係書記官を定め、これを記録上明らかにすること。

(二) 係書記官は、絶えず当該事件の進行状況に留意し、その進行を円滑にするため、訴訟関係人に対する連絡等適宜の処置を講ずること。

(三) 期日には、原則として係書記官が立ち会うこと。

(四) 係書記官は、当該事件の調書の正確かつ迅速な整理に努めること。

第二 施設の整備

第一審裁判所の庁舎、施設等を整備改善すること。

第三 裁判官の充実

一 地方裁判所の事件については、合議体の裁判長は判事とし、単独体の裁判官もできる限り判事とすること。

二 高等裁判所の判事を第一審に転出させ、高等裁判所の合議体には、その構成員として

職権特例判事補一人を加えることができるものとする。

三 高等裁判所の判事と地方裁判所の判事との人事交流をはかり経験年数、報酬、能力等の平均化を実行すること。

四 地方裁判所において、合議制を活用するため、裁判官の増員を考慮すること。

五 優秀な弁護士をできる限り裁判官として迎え入れること。

第四 二人制合議体の採用

現在単独体で処理している事件をできる限り合議体で処理するための方策として、二人制合議体の制度を採用すること。

第五 地方協議会の設置

第一審の運用の改善に関する前記諸方策について、各地の実情に即した具体的実施方法を検討し、その他主として運用上の諸問題について協議するため、次の要領により各地方裁判所の所在地に第一審強化方策地方協議会（以下「協議会」という。）を設けること。

(一) 構成

1 協議会は、地方裁判所長、検事正および弁護士会会長ならびに相当数の裁判官、裁判所書記官、検察官および弁護士の委員で構成し、別に学識経験者を委員として加えることができること。

委員長は、地方裁判所長とすること。

委員の事務は、地方裁判所が委嘱すること。

委員の任期は、協議会において適宜定めること。

2 協議会には、民事部会と刑事部会とを置くことができること。

3 協議会で決定された事項の円滑な実施をはかるため、地方裁判所長、検事正および弁護士会会長で構成する常置委員会を置くこと。

4 高等裁判所長官、検事長および高等裁判所管内弁護士会連合会理事長（または会長）は、参列員として協議会に出席することができること。

(二) 運営

1 協議会は、三カ月に一回定期的を開催するほか、必要に応じて随時開催すること。

2 常置委員会は必要に応じて随時開催すること。